

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北杜市長 大柴 邦彦

市町村名 (市町村コード)	北杜市 (19209)
地域名 (地域内農業集落名)	高根町甲地区 (和田・打越乙坂・志合・丸山・前田・東尾根・宮尾根・古屋巻・御所・山西・和手沖・久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、農業集落によっては認定農業者が存在しないため、これまで保全されてきた農地の遊休農地化が懸念される。
このようなことから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新たに地域内に集落営農組織を設立するなどの担い手育成が重要となる。また、隣接する地域からの担い手の受け入れも視野に入れ、農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地域内に分散する農業機械の把握と投資最大効果を検証すると共に、持続可能な農業経営を目指すため、農地を集約化を検討する。特に課題となる畦草刈については、作業の省力化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

地域の特産物である水稲について、有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化や負担軽減を図るため、スマート農業の導入を進める。また、耕作者の高齢化等により維持が困難となった場合には、担い手参入を促す環境整備も含め地域内で調整しながら、互いの作業効率性が向上できるように集積・集約に向けて地区全体で取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
新たな担い手が参入しやすい環境を作るため、地域内で調整しながら互いの作業効率性が向上できるよう集積・集約できるよう努める。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
農地中間管理機構を活用して集積・集約化を図っていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
地域内の圃場整備は完了しているが、大型農機具の導入により作業の効率性を向上させる必要が生じた場合にはさらなる圃場整備を検討する必要がある。 また、獣害対策を進めることで、担い手農家が耕作しやすい環境整備を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内で調整しながら互いの作業効率が向上できるように協議を進めていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
地域内で調整しながら、農地保全がされる体制構築を進めていく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】